

岩手県在宅難病患者一時入院事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅難病患者（以下「患者」という。）の介護の負担軽減を図るため、家族等の介護者の用事や休養等の理由により、在宅での介護が一時的に困難になった場合に患者を一時入院させるために必要な事項を定め、もって患者の安定した療養生活の確保とその介護者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、岩手県（以下「県」という。）とする。

(実施方法)

第3条 この事業の実施方法は、県が医療機関と一時入院について委託契約を締結し、一時入院の実績に応じて、別に定める委託料を支払うことにより実施する。

(対象者)

第4条 一時入院の対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者
- (3) 家族等の介護者の休息（レスパイト）、又は事故等の理由により一時的に介護等が受けられなくなった者
- (4) 病状の安定している者

(一時入院施設)

第5条 一時入院施設は、県と一時入院に係る委託契約を締結した病院（以下「契約医療機関」とする。なお、契約の対象となることができる医療機関は別に定める難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院とする。

- 2 一時入院に係る委託契約の締結を希望する医療機関は、別に定める期日までに在宅難病患者一時入院事業実施申出書（様式第1号）を県に提出するものとする。

(連絡調整)

第6条 契約医療機関は、患者又はその保護者家族から本要綱に基づく一時入院希望があった場合は、その入退院について調整等を行う。

- 2 契約医療機関は、必要に応じ難病診療連携拠点病院の難病診療連携コーディネーターの助言を求めることができる。

(申請)

第7条 一時入院を希望する者又はその保護者家族（以下「申請者」という。）は、在宅難病患者一時入院申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）に在宅難病患者一時入院医療状況等情報提供書（様式第3号）（以下「医療状況等情報提供書」という。）を添えて、一時入院を希望する契約医療機関を経由して県に申請を行う。

(一時入院の調整及び決定)

第8条 契約医療機関は、担当医師や訪問看護ステーション等関係機関と連絡調整を図り、

申請内容を確認の上、一時入院受入の可否について申請書に記入し、医療状況等情報提供書とともに県に提出する。

この場合において、一時入院可の意見の場合には、一時入院期間等を記載し、一時入院否の意見の場合は、その理由を記載する。

- 2 県は、契約医療機関から提出された申請書に基づき、一時入院の可否を決定する。
- 3 難病診療連携拠点病院の難病診療連携コーディネーターは、県の求めに応じ必要な助言を行うものとする。
- 4 県は、一時入院の可否を決定したときは、在宅難病患者一時入院承認（不承認）通知書（様式第4号）により、申請書提出契約医療機関を通じて、申請者に通知するものとする。
この場合において、一時入院承認の場合には、一時入院承認通知書に一時入院予定期間を記載し、不承認の場合には、一時入院不承認通知書にその理由を記載し、申請者に通知する。
- 5 県は、一時入院を承認したときは、在宅難病患者一時入院決定通知書（様式第5号）に申請書の写し及び医療状況等情報提供書の写しを添付して申請書提出契約医療機関の長に通知するものとする。

（緊急時の手続）

第9条 県が介護の状況等に鑑み、緊急性が極めて高いと認めた場合には、第6条及び第7条に規定する手続きを口頭で行うことができる。この場合においては、事後速やかにこれらの手続きを行うものとする。

（一時入院日数）

第10条 本実施要綱に基づく委託料の対象となる一時入院の日数は、同一年度で1人あたり延14日を限度とする。

（退院）

第11条 一時入院実施契約医療機関の長は、患者が退院したときは、在宅難病患者一時入院患者退院報告書（様式第6号）により、速やかに県に報告する。

（移送）

第12条 患者の移動（移送）については申請者の責任において行い、県はその費用負担を行わない。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成22年7月28日から施行する。

附則

この要綱は平成27年1月1日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。